

## 2017（平成 29）年度第 4 回大学院法務研究科（法科大学院）教授会 議事録要旨

日 時： 平成 29(2017)年 7 月 12 日（水） 13 時 58 分～14 時 53 分  
場 所： 大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）3 階 S303 教室  
構成員数： 11 名（定足数 6 名）  
出 席 者： 10 名（定足数充足）  
欠 席 者： 1 名  
議 長： 片山 克行（法務研究科長）

### 議 案

#### 議案 1. 専任教員の兼職について

議長より、特任教員に兼職の依頼がきていることについて説明が為された。なお、委嘱状等の書類については本教授会に間に合わなかったため、次回教授会の報告承認事項にて開示する旨説明された。教授会は特任教員の兼職について、これを承認した。

#### 議案 2. 平成 30（2018）年度学内研究者参加学会「日本地方政治学会・日本地域政治学会」開催にかかる法務研究科による助成について

議長より、資料に基づき、学内の研究科、学部・学科に所属する研究者が参加する「日本地方政治学会・日本地域政治学会」が来年、平成 30（2018）年度に本学板橋校舎にて開催されるが、法務研究科のみならず本学の複数の異なるファカルティーに所属する研究者が参加する学会であることに鑑み、本学会開催を法務研究科として後援したい、については、平成 30（2018）年度法務研究科予算において、本学会開催にかかる予算（教 助成金支出）を計上したい旨説明が為された。教授会はこれを承認した。

#### 報告承認事項：

##### 1. 大東文化大学学則（第 29 条／編入学）の改正（案）について

議長より、資料に基づき、大東文化大学学則（第 29 条／編入学）の改正（案）について、現行学則に本学学部卒業（見込み）者の本学の他学部への編入について明記されていないため、編入できないと誤解を生んでいた、本件は編入が可能である（編入試験出願資格がある）ことを明記する改正である旨説明が為された。教授会はこれを承認した。

##### 2. 大東文化大学国際交流センター規程の改正（案）について

議長より、資料に基づき、大東文化大学国際交流センター規程の改正（案）について、現行規程では審議事項は管理委員会の議決により完結していたが、本件は、重要事項は管理委員会で決議したものを大学評議会での審議に付するよう議決手続きの厳密化を目的とする改正である旨説明が為された。教授会はこれを承認した。

##### 3. 平成 30(2018)年度学年暦（案）について

議長より、資料に基づき、平成 30(2018)年度学年暦（案）について説明が為された。教授会はこれを承認した。

##### 4. 大東文化大学環境創造学部における学生募集の停止後廃止に至るまでの間の学部の管理運営体制の整備に関する規則の制定（案）について

議長より、資料に基づき、大東文化大学環境創造学部における学生募集の停止後廃止に至るまで

の間の学部の管理運営体制の整備に関する規則の制定（案）について、主に、修正前（旧）では管理運営の体制としてとして教授会に代わる「環境創造学部管理運営委員会」を置く旨規定されていたが、教授会を存置するよう修正を施している旨説明が為された。教授会はこれを承認した。

#### 報告事項

##### 1. 平成 30(2018)年度 海外研究員・国内研究員・海外留学生・特別研究期間制度適用者（申請）状況について

議長より、資料に基づき、平成 30(2018)年度 海外研究員・国内研究員・海外留学生・特別研究期間制度適用者（申請）状況について報告がなされた。

##### 2. 平成 29(2017)年度 法人等各種委員会および大学各種委員会の選出について

議長より、6月 19 日現在の学園・大学各種委員会メンバーは資料の通りである旨報告がなされた。

##### 3. 夏季休業期間中の各種事務取扱について

議長の指名により法務研究科事務室事務長より、資料に基づき、夏季休暇期間中（8/1～9/20）の各種事務取扱態勢について説明がなされた。また、8月 9 日（水）の判定教授会時に研究室内の定期清掃を行うことの連絡が為された。

##### 4. 夏季休暇中の出校について（人事課からの要請）

議長の指名により法務研究科事務室事務長より、教員の夏期休暇中の出校について、所属校舎に一か月に一度も出校がない場合、給与規則に基づき一か月分の通勤手当が調整（減額）されることになっている、についてはひと月に一度は出校の上、その際必ず出勤簿に押印願いたい旨要請がなされた。

##### 5. 学園執行部との法科大学院の今後の対応に関する連絡会議について

議長より、資料に基づき、「法科大学院 信濃町キャンパスの移転（早期撤収）について」をテーマに、6月 28 日（水）、7月 10 日（月）の両日にもたれた執行部間の連絡会議について報告が為された。現時点未確定の部分が多いが、法務研究科は平成 30(2018)年度後期から板橋校舎に移転する方向で種々検討が進められており、正式には7月の理事会でキャンパス移転の方針が決定される予定である、それに伴い、移転先の決定・時機・設備等の種々の体制や方策が具体化されていく方向である旨併せて説明がなされた。

教授会出席者の1人より、キャンパス移転については今回初めて聞いたが、このような報告には異論がある、なぜなら法科大学院のパンフレットで信濃町校舎での運営を謳い、閉科の説明会では最後の学生が修了するまで信濃町校舎を維持すると説明し、臨席の理事長並びに学長もこれを否定しなかった、信濃町校舎で学べるという意識で入学してきた学生に対し「契約違反」ではないかとの意見が出された。これに対して議長より、キャンパス移転に関する大学執行部と法務研究科執行部との話し合いは6月 28 日に初めて行われたものであり、意図的に報告をしなかったわけではない旨の説明がなされた。加えて、移転に際しては教育の質の確保が最も重要であり、在学生に不利益とならないように配慮すべきである旨の主張を繰り返し学園執行部に対して行ったとの報告がなされた。また、議長より、法務研究生のバックアップについては、法務研究科として具体的な方策を練っていく必要があるとの意見が出され、これに関連して別の出席者から、移転を容認する中で、法務研修生に対するバックアップも教育と位置づけられるよう法科大学院として大学に要望していくことが必要ではないかとの意見が出された。更に他の出席者から、移転先での法務研修生用のキャレルデスク数つい

て質問があり、これに対して議長より、登録が予想される法務研修生数の約半分の 20 席程度を想定している旨の回答が為された。

以上予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は 14 時 53 分閉会を宣した。

以上